

○届出制手数料

(期間の定めのない雇用契約の場合)

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 3 0 %

(期間の定めのある雇用契約の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 3 0 %

* 手数料負担者は求人者とします。

○職業紹介の付加サービス

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 5 0 %

* 手数料負担者は求人者とします。